4　2及び3に規定する条件が満たされたときは、潜在的な加盟者又はオブザーバーは、ユネスコ事務局長に対してこの規程を受諾する旨の通告を送付する。

第三条　理事会

1　センターは、次の者で構成する理事会が管理する。

(a)　SESAMEの各加盟者が指名する一人又は二人の当該加盟者の代表

(b)　各オブザーバーが指名する一人又は二人の当該オブザーバーの代表

(c)　ユネスコ事務局長の代理

SESAMEの各加盟者及びユネスコ事務局長の代理は、一の票を有する。オブザーバーは、投票権を有しない。

理事会の構成員及びオブザーバーは、理事会の会合に一人又は二人の顧問を伴うことができる。

2　理事会は、理事会の議長を選出する。

3　理事会は、センターの運営及び管理に必要なすべての権限を有する。理事会は、三分の二以上の多数により、センターの計画及び予算を承認する。理事会は、センターの事務局長が第六条の規定に従って提出した年次報告を検討し、及び同事務局長に対して理事会が適当と認める指示を行う。理事会は、センターの財政規則及び職員規則を承認する。

4　理事会は、通常会期として、少なくとも年一回会合する。理事会は、議長が自己若しくはユネスコ事務局長の発意により、又は理事会の構成員の三分の一からの要請により招集する場合には、臨時会期として会合する。

5　理事会は、理事会の手続規則を採択する。

第四条　常設の委員会

理事会は、会期と会期との間のセンターの効果的な運営を確保するため、理事会がその委員を定める小規模な常設の委員会に対し、理事会が必要と認める権限を委任することができる。

第五条　事務局

1　センターの事務局は、事務局長及び理事会が決定する場合にはセンターの適正な運営のために適当と認める追加の補助的な職員で構成する。

2　事務局長は、理事会が三分の二以上の多数によって任命する。理事会は、事務局長の提案に基づき、特別の任務を有する部長を任命することができる。

第六条　事務局長の任務

事務局長は、次の任務を遂行する。

(a)　理事会が作成する計画及び指針に従い、センターの事業について指示を与える。

(b)　理事会に提出され、及び理事会が承認することとなる計画案及び予算案を作成する。

(c)　理事会の会期のための仮議事日程を作成し、センターの管理のために有益と認める提案を理事会に提出する。

(d)　センターの活動に関する報告を作成し、理事会に提出する。

(e)　法律において、及びすべての民事上の行為においてセンターを代表する。

第七条　法的地位

1　センターは、接受国の領域内において、その任務の遂行のために必要な法人格及び法律上の能力を享受する。

2　センターは、SESAMEの加盟者の領域内において、その目的の達成及びその任務の遂行に必要な法律上の能力を享受する。

3　加盟者及びオブザーバーは、事務局長及び職員の責任の国際的な性質を尊重すること並びに当該事務局長及び職員がその任務を遂行するに当たってこれらの者に影響を及ぼそうとしないことを約束する。

第八条　財政措置

1　センターの財源は、SESAMEの加盟者に割り当てられた分担金の総額、オブザーバー、SESAMEの非加盟国及び国際機関から受領することができる拠出金並びにセンターが提供する役務に対する支払から得る。

2　センターは、理事会の承認に基づいて贈与及び遺贈を受けることができる。

第九条　分担金及び拠出金

1　SESAMEの加盟者は、理事会が三分の二以上の多数によって決定する年次予算総額に係る分担金を支払う。加盟者間の予算総額の配分は、最初の六の参加者が認めた手続に従って行う。

2　1に規定する加盟者の分担金の支払の義務は、センターが(a)及び(b)の約束を受領しない限り、生じない。

(a)　土地、加速器ホール並びに事務所及び実験施設のための建物を提供するというヨルダンの約束

(b)　SESAMEが費用を負担してベルリンにおいて解体されたBESSY－Iの構成部分を提供するというドイツ政府の約束

3　オブザーバー及び他の機関は、事業のための資金を提供することができる。

4　SESAMEの施設の設置及びその水準の向上、ビームラインの据付け並びに実験のための財源は、SESAMEの加盟者からの分担金に加え、後援者及び国際機関から得る。これらの拠出の一部は、現物で提供されることができる。

第十条　ユネスコの貢献

1　ユネスコは、次の方法により、センターを支援する。

(i)　センター規程の寄託者としての役割を提供すること。

(ii)　適当な場合には、管理上及び法律上の支援を提供すること。

(iii)　センターを推進すること及び関心を有する国に対し、加盟者としての参加を奨励すること。

(iv)　センターのための資金の調達を支援すること。

第十一条　加盟者の地位の喪失

1　加盟者は、弁済期限が到来し、かつ、未払のSESAMEへの分担金の総額（関係する暦年を問わない。）が当該加盟者の現年度について支払うべき分担金の額を超える場合には、理事会での投票権を失う。加盟者は、弁済期限が到来している分担金を連続する四暦年の間支払わなかった場合には、加盟者の地位を放棄したものとされる。理事会は、支払の不履行が当該加盟者にとってやむを得ない特別な事情によると認める場合には、当該加盟者が投票権を行使すること又は加盟者の地位を維持することを許すことができる。

2　加盟者がこの規程に基づく義務を履行しない場合には、当該加盟者は、当該加盟者を除くすべての加盟者の全会一致による理事会の決定に従ってSESAMEの加盟者でなくなる。

第十二条　最終規定

1　SESAMEの加盟者及びオブザーバーは、二千十一年十二月三十一日の後はいつでも、SESAMEの理事会の議長に対して書面による通告を行うことにより、脱退することができる。脱退は、通告が行われた会計年度の翌会計年度の末日に、又はそれよりも遅い日であって当該加盟者若しくはオブザーバーが提案する日に効力を生ずる。SESAMEの理事会の議長は、ユネスコ事務局長に対し、脱退について通報する。

2　この規程は、SESAMEの加盟者の四分の三以上の多数によって改正することができる。

3　この規程は、少なくとも六の第二条4に規定する受諾の通告によって効力を生ずる。

附属書　第二条3に規定する潜在的な原加盟者及びオブザーバー

1　アルメニア
2　バーレーン
3　キプロス
4　エジプト
5　フランス
6　ドイツ
7　ギリシャ
8　イラン・イスラム共和国
9　イスラエル
10　イタリア
11　日本国
12　ヨルダン
13　クウェート
14　モロッコ
15　オマーン
16　パキスタン
17　パレスチナ暫定自治政府のためのパレスチナ解放機構
18　ロシア連邦
19　スーダン
20　スウェーデン
21　トルコ
22　アラブ首長国連邦
23　グレートブリテン及び北アイルランド連合王国
24　アメリカ合衆国

○外務省告示第三百九十八号

平成二十一年七月十四日にグアテマラで、ラ・デモクラシア国立公園スポーツ器材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がグアテマラ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ラ・デモクラシア国立公園スポーツ器材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　三千三百六十万円